

第十三号議案

職員の特種勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十四年二月二十日

提出者 江戸川区長 多田正見

職員の特種勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
職員の特種勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
職員の特種勤務手当に関する条例（平成十年六月江戸川区条例第二十五号）の
一部を次のように改正する。

第二条中第五号を削り、第六号を第五号とする。

第七条を削る。

第八条中第三項を削り、同条を第七条とし、第九条から第十一条までを一条ずつ繰り上げる。

付 則

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

（説明）

心身障害者授産施設等業務手当等を廃止する必要があるので、本案を提出いたします。